

KYOTO EXPERIMENT 京都国際舞台芸術祭 2021 SPRING

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2021年1月14日

京都国際舞台芸術祭実行委員会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府、京都府及び京都市の対応方針、並びに緊急事態舞台芸術ネットワークによる「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年12月2日更新）を踏まえ、KYOTO EXPERIMENT 京都国際舞台芸術祭 2021 SPRING における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策を策定するものです。

KYOTO EXPERIMENT 2021 SPRING は、当初 KYOTO EXPERIMENT 2020 として 2020 年秋の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、KYOTO EXPERIMENT 2021 SPRING として 2021 年 2 月～3 月に、海外演目の内容変更などをして開催します。今後の状況によっては、さらなる公演形態の変更なども視野に入れながら、適切な感染拡大防止対策を確実に実施していきます。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する新たな知見などを踏まえ、必要に応じ改訂を行うものとします。

2. 本ガイドラインの内容

- (1) 会場における感染防止策
- (2) 来場者に関する感染防止策
- (3) スタッフ・出演者の感染防止策

(1) 会場における感染防止策

①会場内共通

- 劇場での公演は、劇場のガイドラインに則り実施する。
- 表現上、客席の固定が困難な場合は、別途ガイドラインを設け対策を講じるとともに、当該ガイドラインについて公演前の来場者への周知に努める。
- 来場者には、マスク着用が必須であると掲示等で周知する。マスク着用が確認できない場合は、個別に注意等を行う。
- 会場内（会場入口、チケット窓口、ロビー他）において、列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内し、人が密集しないよう努める。
- 開場の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。
- こまめな手洗い、手指の消毒を励行する。
- 機械空調設備は興行許可を取得した際の換気性能（会場内は一人あたりの外気量 20 m³/時・人以上）もしくは管轄行政の興行場法に則った性能を確保する。ドア・窓の開放など可能な方法を用いて公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、公演中も定期的に適切な換気を行う。

②客席

- 客席では、マスクの着用が必須であることを周知する。
- 客席の食事は、長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、原則として休憩中も含め自粛いただく。
- 場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出す方がいた場合、個別に注意等を行う。
- 客席数は国が定める催物の開催制限に従い定員を設定する。
- 舞台端と対面して座る観客の最前列までは、2mを確保するように努める。それが困難な場合には、舞台と最前列の来場者との間に飛沫を遮蔽するためのビニール幕等を設置する、出演者がマスクを着用するなど、距離を置くことと同等の効果を有する措置を講ずる。

③会場入口

- 入場の際の列は十分な間隔（最低1m）を確保するように来場者に周知する。
- 入場の際に、来場者に検温のご協力をお願いする。平熱と比べて高い熱が確認された際には入場をお断りすることを事前に周知し、払い戻しなどの対応方法をウェブサイトなどで周知する。
- 入場時のチケットもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、芸術祭スタッフがそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。

- こまめな手洗い、手指の消毒を励行するとともに、会場入口に、手指消毒用の消毒液を設置するようにする。消毒液は定期的な交換を行う。
- 開場時間は来場者の密集を避けるべく、時間的に余裕をもたせ、来場者に予め周知する。

④チケット窓口

- 対面で販売を行う場合、マスクの着用とともに、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売およびキャッシュレス決済を推奨する。

⑤ロビー、休憩スペース

- ロビー、休憩スペースでは、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。
- 常時換気に努める。
- 来場者による食事は行わないものとし、飲料補給のみに留めることを促す。
- 対面での会話を回避するよう場内での表示により促す。
- 開場時、休憩時間、終演後に、来場者が滞留しないよう、段階的な入退場規制を行う等、各劇場空間に準じて工夫に努める。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 公演関係者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

⑥トイレ

- 不特定多数が触れる場所は、清掃・消毒を行う。
- トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ハンドドライヤーや共通のタオルは使用しない。
- トイレの列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。

⑦ミーティングポイント等

- 常時換気に努める。
- 列を作る際などには、十分な間隔（最低1m）を空けるよう案内する。
- ミーティングポイント等に関わる芸術祭スタッフは、マスクの着用（必要に応じてフェイスシールド）と手指消毒を徹底する。
- 対面で案内を行う場合、必要に応じて、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。
- 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品を設置する際は、接触前後に手指消毒を促す。

⑧楽屋、控室など

- 原則として換気を行う。
- 原則としてマスクを着用する。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 十分な間隔（概ね1 m 以上）を空けるように心がけるなど、公演関係者間の感染リスクを低減するよう努める。
- 喫煙場では、十分な間隔（概ね1 m 以上）を空け、マスクを外している間は会話を控える。

⑨ 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

（2）来場者に関する感染防止策

<公演前の対策>

- 公演ごとに、来場者の氏名、及び緊急連絡先を把握する。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- 来場者に向けては、チケット発売時に先駆けて、感染予防策、注意事項等を周知するよう努める。
- 感染防止対応策として、来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知する。また、チケット発売時に、来場を控えてもらう場合の返金対応方法を HP 等にて周知する。
- 来場予定者、施設従事者や公演関係者へ接触確認アプリ（COCOA 及び京都市新型コロナウイルスあんしん追跡サービス）の利用を促す。

<公演当日の対策>

①周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知をする。

- マスクの原則常時着用、咳をする場合には腕で口を覆う（咳エチケット）
- こまめな手洗い、手指の消毒の徹底
- 十分な間隔（最低 1m）の確保の徹底
- 下記の症状に該当する場合、来場を控えること
平熱と比べて高い発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐

②来場者の入場時の対応

- 場内はマスク着用を必須とする。未着用来場者に対しては公演主催者による配布や販売等により着用を徹底する。マスクの着用状況が確認できるようにするとともに、着用していない場合、個別に注意等を行う。
- 以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - 発熱があり検温の結果、平熱よりも明らかに高い場合（例えば、平熱より1°C以上、もしくは37.5°C以上の熱があった場合）
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- 事前に余裕を持った入場時間を設定し、ゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫をし、必要に応じて、入場制限を行う。
- パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。
- プレゼント・差し入れ・祝花等は控えることを徹底する。
- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに医療機関及び保健所等へ連絡し、指示を受ける。

③公演会場内の感染防止策

- 接触感染や飛沫感染を防止するため、座席等の消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- 場内における大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
- 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。
- 休憩時は密集状況が発生しないように十分な時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。
- 整列をする必要がある場合、マーカーの配置や人員の配置等により、十分な間隔（最低1m）を空けられるよう努める。
- 体調不良の来場者に対応する際はマスクと手袋を着用する。また発熱を伴う来場者である場合は、状況と座席位置を確認し、必要な対応を講ずる。

④来場者の退場時の対応

- 事前に余裕をもった退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。
- 終演後の面会禁止、出待ちを控えることを徹底する。公演関係者との接触は原則としてなくす。

<公演後の対策>

- 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し保存するよう努める（保存期間は公演日から4週間とし、保管後、適切な手段で廃棄する）。なお、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。
- 感染が疑われる者が発生した場合には速やかに保健所と連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えておく。また、保健所等の公的機関による聞き取りに必要な情報を提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を行う。感染が疑われる者がいた場合は速やかに施設管理者に連絡し、対応を協議する。

(3) スタッフ・出演者の感染防止策

<公演前の対策>

①健康管理

- 健康を守ることを第一と考え、スタッフや出演者に平熱と比べて高い発熱が認められる場合や体調が優れないと感じた場合には、各セクションの代表者が京都国際舞台芸術祭実行委員会に報告の上、自宅待機とする。報告を受けた各セクションの代表者は、京都国際舞台芸術祭実行委員会に報告する。特に、出演者については、毎日の体温測定を含む健康観察を徹底し、感染リスクの高い場所への出入りは控えるとともに、本人のみならず、その同居する家族等の感染防止策も重要であることを周知する。
- 発熱の他に、コロナ感染の症状に該当する関係者がいた場合、医師の判断を仰ぐか、帰国者・接触者相談センターに相談することを促す。
- 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は、自宅待機とする。
- 濃厚接触者であることを通知された者は、京都国際舞台芸術祭実行委員会に連絡の上、保健所の指示に従い自宅待機とする。
- 接触確認アプリ(COCoA及び京都市新型コロナウイルスあんしん追跡サービス)等の利用を促す。
- 公演従事者全員の緊急連絡先や会場までの移動経路を把握する。こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- 参加するアーティスト、スタッフのうち、公演会場内において楽屋等のバックヤードエリアと、ロビーや客席内など来場者が使用するエリアの両エリアに入る可能性のある者には事前にPCR検査を受診することを推奨する。
- 緊急事態宣言が発出されている地域から参加するアーティスト、スタッフにはPCR検査の受診および京都に移動する2週間前からの健康モニタリングを義務付ける。

②練習・稽古等

- 練習・稽古や仕込み等の段階から感染対策を徹底して行う必要があることを周知する。
- 交代制とすることなどにより、一度に参加する人数を最小限とし、密な空間の発生防止に努める。また、稽古場の滞在時間を最小限とするよう呼びかける。
- 稽古場は、原則として常時換気を行う。
- 練習・稽古中は、表現上困難な場合などを除き、原則としてマスク等の着用を求める。
- こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- 機器・小道具や手すり・ドアノブ等の不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒を行う。

<公演当日の対策>

- 公演の安全で円滑な運営に必要な最小限の人数となるよう工夫する。
- 自宅で検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱が認められる場合には自宅待機とする。
- マスク着用や公演前後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- 控室、楽屋等は原則換気を行う。
- 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- 仕込み、リハーサル、撤去において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。
- 表現上困難な場合を除き、原則としてマスク着用を求めるとともに、十分な間隔（概ね1m以上）を取るよう努める。
- 劇場内では原則として常時換気を行う。
- 舞台上で触れる機器・小道具等、また舞台面の清掃・消毒・殺菌を行う。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 食事を提供する場合は、1回分ずつ分けて配布できるものとし、ケータリング形式では行わない。また使い捨ての紙皿やコップを使用するか、個人でタンブラー等を用意するよう促す。
- 終演後の面会を禁止するなど、来場者との接触を確実に防止する措置を講ずる。

<公演後の対策>

- 関係者の感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

機関名：きょうと新型コロナ医療相談センター

連絡先：075 - 414-5487

受付時間：土・日・祝日を含む 24 時間

機関名：厚生労働省電話相談窓口

連絡先：0120 - 565653(フリーダイヤル)

受付時間：平日・土曜・日曜日 午前 9 時～午後 9 時

京都市新型コロナあんしん追跡サービス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000270672.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

参考にしたガイドライン

舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 12 月 2 日)

http://jpasn.net/stage_guideline1202a.pdf